



山形県公報

平成23年6月24日（金）
第2254号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………（森 林 課）…651

### 告 示

- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…652
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………（最上総合支庁農村計画課）…同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課）…同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…653
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）…同
- 県道の供用の開始……………（置賜総合支庁西置賜建設総務課）…同
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）…654
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…同
- 土砂災害警戒区域の指定……………（砂防・災害対策課）…同
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………（ 同 ）…655
- 道路の位置の指定……………（置賜総合支庁建築課）…656

### 労働委員会関係

#### 訓 令

○山形県労働委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令…………… 同

### 公 告

- 平成23年度職業訓練指導員試験の実施……………（雇用対策課）…同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（庄内総合支庁建築課）…657
- 一般競争入札の公告……………（鶴岡工業高等学校）…660

### 正 誤

## 規 則

山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第35号

##### 山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年9月県規則第63号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る償還期間及び据置期間の特例）

3 林業・木材産業改善資金が東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第114条、第116条、第119条、第122条、第123条、第125条又は第126条の規定の適用を受ける資金である場合における第1条の規定の適用については、同条中「」及び」とあるのは「）、」と、「に定める」とあるのは「、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）に定める」とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第570号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類            | 指定年月日       |
|------------------------------|------------------------------|------------------------|-------------|
| 社会福祉法人 光風会<br>酒田市宮野浦三丁目20番1号 | シェ・モワ訪問介護サービス<br>酒田市緑町13番38号 | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 平成23. 6. 13 |

### 山形県告示第571号

新庄土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成23年6月15日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
新庄市役所、大蔵村役場、鮭川村役場
- 縦覧に供する期間  
平成23年6月24日から同年7月25日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

### 山形県告示第572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年6月24日から同年7月7日まで縦覧に供する。

平成23年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県 道
- 路 線 名 蔵王公園線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|------------------------------------|------|--------------------|---------|
| 山形市蔵王上野字中島566番1から<br>同 字南坂1123番2まで | 旧    | 15.0メートル<br>} 10.5 | 220メートル |
| 同 上                                | 新    | 25.0メートル<br>} 14.0 | 同 上     |

**山形県告示第573号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年6月24日から同年7月7日まで縦覧に供する。

平成23年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 蔵王公園線
- 2 供用開始の区間 山形市蔵王上野字中島566番1から  
同 字南坂1123番2まで
- 3 供用開始の期日 平成23年6月24日

**山形県告示第574号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年6月24日から同年7月7日まで縦覧に供する。

平成23年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 向町最上西公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|---------------------------------------|------|--------------------|---------|
| 最上郡最上町大字月楯字曾楯1872番1から<br>同 字村内300番2まで | 旧    | 17.0メートル<br>} 6.0  | 235メートル |
| 同 上                                   | 新    | 21.0メートル<br>} 12.0 | 同 上     |

**山形県告示第575号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成23年6月24日から同年7月7日まで縦覧に供する。

平成23年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 勸進代舟場線
- 2 供用開始の区間 長井市成田字開964番3から  
同 字大柳703番4まで
- 3 供用開始の期日 平成23年6月24日

## 山形県告示第576号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年6月24日から同年7月7日まで縦覧に供する。

平成23年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北境曙線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|---------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 酒田市漆曾根字堂田99番2から<br>同 字楯ノ前39番1まで | 旧    | 20.0メートル<br>}<br>11.0 | メートル<br>176 |
| 同 上                             | 新    | 24.8メートル<br>}<br>11.0 | 同 上         |

## 山形県告示第577号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年6月24日から同年7月7日まで縦覧に供する。

平成23年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 北境曙線
- 2 供用開始の区間 酒田市漆曾根字堂田99番2から  
同 字楯ノ前39番1まで
- 3 供用開始の期日 平成23年6月24日

## 山形県告示第578号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 金毘羅沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 貫津沢1        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 貫津川2        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 出葉川         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 貫津沢2        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 下萩野戸沢1      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 下萩野戸沢2      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 下荻野戸沢 3  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 金毘羅 2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 金毘羅 1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 北目 1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 北目 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 城山 2 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 城山 2 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 八幡山 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 八幡山 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに天童市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第579号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 金毘羅沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 貫津沢 2         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 下荻野戸沢 1       | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 下荻野戸沢 2       | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 金毘羅 2         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 金毘羅 1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 北目 1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 北目 2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 城山 2 - 1      | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 城山2-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 八幡山-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 八幡山-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに天童市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第580号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成23年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有道置総建第305号
- 2 指定の場所 南陽市三間通字西稲荷294-14の一部、296-1の一部、296-3の一部、294-14先  
南陽市若狭郷屋字沢見237-4の一部
- 3 道路の現況 幅員 5.0メートル  
延長34.86メートル
- 4 指定年月日 平成23年6月14日

### 労働委員会関係

#### 訓 令

#### 山形県労働委員会訓令第3号

山形県労働委員会事務局

山形県労働委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年6月24日

山形県労働委員会  
会 長 立 松 潔

#### 山形県労働委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県労働委員会事務局文書管理規程（平成10年3月県地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」を「第29条の2」に改める。

第9条第1項中「余白（）」を「余白（ファクシミリ装置を用いて送信された文書及び）」に改める。

第2章第4節中第29条の次に次の1条を加える。

（送受信の記録の保存）

第29条の2 文書取扱主任者は、ファクシミリ装置を用いて文書を送受信したときは、当該ファクシミリ装置により出力された送受信の記録を6箇月間保存しなければならない。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

### 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規程する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成23年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 試験の日時及び場所

## (1) 日時

平成23年9月9日（金） 午前11時から

## (2) 場所

山形市松波二丁目8番1号 山形県庁1001会議室

## 2 試験を実施する職種及び科目

## (1) 職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の免許職種の欄に掲げる職種

## (2) 科目

指導方法

## 3 試験の対象者

職業能力開発促進法第30条第5項及び職業能力開発促進法施行規則第46条の規程により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科に係る試験の免除の対象となる者

## 4 受験手続

受験申請書を平成23年8月8日（月）から同月19日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号生活環境部危機管理・くらし安心局雇用対策課に提出すること（郵送による提出の場合は、平成23年8月8日（月）から同月19日（金）までの消印のあるものを有効とする。）。

## 5 その他

詳細については、生活環境部危機管理・くらし安心局雇用対策課（電話023(630)2554）に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成23年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称                | 所在地              | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金     | 摘要     |                                    |                                    |
|-------------------|------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|                   |                  | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営美原アパ<br>ート1号    | 鶴岡市美原町18<br>-1   | 3DK  | 74.2                          | 1    | 一般用 | 19,100                  | 22,100                             | 25,300                             | 28,500                             | 32,600 | 37,600 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |                                    |
| 同 末広アパ<br>ート1号(A) | 同 末広町23<br>-60   | 2LDK | 69.3                          | 1    | 同   | 22,200                  | 25,700                             | 29,400                             | 33,100                             | 37,900 | 43,700 |                                    |                                    |
| 同 川南アパ<br>ート1号    | 酒田市若宮町二<br>丁目1-1 | 2DK  | 51.2                          | 1    | 同   | 15,400                  | 17,800                             | 20,400                             | 23,000                             | 26,200 | 30,300 |                                    |                                    |
| 同 2号              | 同 1-2            | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 15,600                  | 18,000                             | 20,500                             | 23,200                             | 26,500 | 30,600 |                                    |                                    |
| 同 3号              | 同 1-3            | 同    | 54.6                          | 1    | 同   | 16,300                  | 18,900                             | 21,600                             | 24,400                             | 27,800 | 32,100 |                                    | 单身可                                |
| 同                 | 同                | 同    | 54.6                          | 1    | 同   | 16,300                  | 18,900                             | 21,600                             | 24,400                             | 27,800 | 32,100 |                                    |                                    |



(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成23年7月4日から同月8日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成23年7月8日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成23年9月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立鶴岡工業高等学校教育用電子計算機組織の貸貸借サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 鶴岡市家中新町8番1号 山形県立鶴岡工業高等学校視聴覚室
- (2) 日 時 平成23年8月3日（水） 午前11時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県立鶴岡工業高等学校教育用電子計算機組織の貸貸借サービス一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成23年9月1日から平成28年8月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間にかかる総額の金額のうち、7か月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 当該貸貸借物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。
- (5) 当該貸貸借物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (6) 9の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
鶴岡市家中新町8番1号 山形県立鶴岡工業高等学校事務室 電話番号0235(22)5505
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県立鶴岡工業高等学校事務室で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)、(2)に記載した特定役務の仕様に適合するものとして作成した競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書、応札物品仕様

書、3の(4)、(5)に係る証明書を平成23年7月20日（水）午後4時まで山形県立鶴岡工業高等学校事務室に提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) 契約書の作成において、契約額については、各年度の負担額を記載する。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be procured : Lease service of a computer for Yamagata Prefectural Tsuruoka Technical High School : One set
- (2) Time-limit for tender : 11:00AM. August 3, 2011
- (3) Contact point for the notice : Yamagata Prefectural Tsuruoka Technical High School, 8-1 Kachuushin-machi, Tsuruoka-shi, Yamagata-ken 997-0036 Japan TEL 0235-22-5505

正 誤

| 発行年月日               | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤                                                                                                                                                                                                     | 正           |              |                                                                                                                                                                                                                     |                    |                     |
|---------------------|------------|-----|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------|
| 平成23. 4. 5          | 第2233号     | 361 | 下から 1 | 機関                                                                                                                                                                                                    | 期間          |              |                                                                                                                                                                                                                     |                    |                     |
| 同 5. 31             | 第2247号     | 532 | 12    | <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">メートル<br/>7.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">メートル<br/>12.0</td> </tr> </table> | メートル<br>7.0 | メートル<br>12.0 | <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">42.0 メートル<br/>} 8.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">42.0 メートル<br/>} 13.5</td> </tr> </table> | 42.0 メートル<br>} 8.0 | 42.0 メートル<br>} 13.5 |
| メートル<br>7.0         |            |     |       |                                                                                                                                                                                                       |             |              |                                                                                                                                                                                                                     |                    |                     |
| メートル<br>12.0        |            |     |       |                                                                                                                                                                                                       |             |              |                                                                                                                                                                                                                     |                    |                     |
| 42.0 メートル<br>} 8.0  |            |     |       |                                                                                                                                                                                                       |             |              |                                                                                                                                                                                                                     |                    |                     |
| 42.0 メートル<br>} 13.5 |            |     |       |                                                                                                                                                                                                       |             |              |                                                                                                                                                                                                                     |                    |                     |
| 同 6. 10             | 第2250号     | 590 | 下から21 | 平成22年2月18日                                                                                                                                                                                            | 平成23年2月18日  |              |                                                                                                                                                                                                                     |                    |                     |
| 同 6. 17             | 第2252号     | 617 | 16    | 置賜総合支庁建設総務課                                                                                                                                                                                           | 最上総合支庁建設総務課 |              |                                                                                                                                                                                                                     |                    |                     |

平成23年6月24日印刷  
平成23年6月24日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056